

# 浜松市土木工事取扱基準【Con二次製品】 第4回改定 新旧対照表

ページ	(旧: 令和3年4月版)	(新: 令和6年4月版)
409	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">施工管理基準</p> <h2 style="text-align: center;">浜松市セメントコンクリート製品取扱基準</h2> <p>1.適用範囲 この基準は浜松市土木共通仕様書第2編第2章第7節セメントコンクリート製品に掲げるJIS製品の他、JIS製品以外のセメントコンクリート製品に適用する。</p> <p>2.使用材料</p> <p>(1) セメント 使用するセメントは、JIS R 5210 等の基準を満たすものでなければならない。</p> <p>(2) 骨材 使用する骨材は、JIS A 5308 等の基準を満たすものでなければならない。</p> <p>(3) 鋼材 使用する鋼材は、JIS G 3112 等の基準を満たすものでなければならない。</p> <p>(4) 混和剤 使用する混和剤は、JIS A 6204 の基準を満たすものでなければならない。</p> <p>(5) レディーミクストコンクリート レディーミクストコンクリートを使用する場合は、JIS A 5308の基準を満たすものでなければならない。</p> <p>(6) その他 その他の材料を使用する場合は、それぞれの基準を満たすものでなければならない。</p> <p>3.製造</p> <p>(1) セメントコンクリート 示方配合に基づき、JIS A 5308 に定める計測誤差内の設備によって混練りしなければならない。また、JIS規格製品及びJIS規格外製品それぞれの品質規定の他、コンクリート耐久性向上として浜松市レディーミクストコンクリート取扱基準の「別表-1コンクリートの品質管理」の4. コンクリート中の塩化物総量規制および5.アルカリ骨材反応抑制対策を講じなければならない(別表1参照)。</p> <p>(2) 鋼材 配筋設計図に基づき、配筋許容差内で組み立てなければならない。また、最小かぶりを確保するように設置されなければならない。</p> <p>(3) 表示 製品は以下について表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種類または呼び名</li> <li>・製造業者名、製造工場またはその略号</li> <li>・製造年月日またはその略号</li> </ul> <p>4.製品検査の手続等 検査区分等については土木工事検査技術基準第6材料検査別表1に基づくものとする。なお、土木工事検査技術基準第6材料検査別表1に示す汎用材料のうち、コンクリート製品の製品検査等の手続等は別途定めるセメントコンクリート製品適合検査基準によるものとする。</p>	<h2 style="text-align: center;">浜松市セメントコンクリート製品取扱基準</h2> <p>1.適用範囲 この基準は浜松市土木共通仕様書第2編第2章第7節セメントコンクリート製品に掲げるJIS製品の他、JIS製品以外のセメントコンクリート製品に適用する。</p> <p>2.使用材料</p> <p>(1) セメント 使用するセメントは、JIS R 5210 等の基準を満たすものでなければならない。</p> <p>(2) 骨材 使用する骨材は、JIS A 5308 等の基準を満たすものでなければならない。</p> <p>(3) 鋼材 使用する鋼材は、JIS G 3112 等の基準を満たすものでなければならない。</p> <p>(4) 混和剤 使用する混和剤は、JIS A 6204 の基準を満たすものでなければならない。</p> <p>(5) レディーミクストコンクリート レディーミクストコンクリートを使用する場合は、JIS A 5308の基準を満たすものでなければならない。</p> <p>(6) その他 その他の材料を使用する場合は、それぞれの基準を満たすものでなければならない。</p> <p>3.製造</p> <p>(1) セメントコンクリート 示方配合に基づき、JIS A 5308 に定める計測誤差内の設備によって混練りしなければならない。また、JIS規格製品及びJIS規格外製品それぞれの品質規定の他、コンクリート耐久性向上として浜松市レディーミクストコンクリート取扱基準の「別表-1コンクリートの品質管理」の4. コンクリート中の塩化物総量規制および5.アルカリ骨材反応抑制対策を講じなければならない(別表1参照)。</p> <p>(2) 鋼材 配筋設計図に基づき、配筋許容差内で組み立てなければならない。また、最小かぶりを確保するように設置されなければならない。</p> <p>(3) 表示 製品は以下について表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種類または呼び名</li> <li>・製造業者名、製造工場またはその略号</li> <li>・製造年月日またはその略号</li> </ul>

410

## (1) 検査申請

## ア 工場検査等を伴わないもの

受注者は品質規格証明書(ミルシート)等を添付した材料承諾願いを監督員に提出するものとする。

## イ 工場検査等を伴うもの

受注者は製品規格図等必要書類を添付した材料検査願(様式-1)を監督員に提出するものとする。また、検査監による検査が必要なものについては、監督員が浜松市建設工事監督実施要綱に基づき材料検査を求めなければならない。

## (2) 検査等

## ア 書類審査

使用材料が品質規格等を満たしているかを確認し、製造者の品質確認を受けたものか確認する。

## イ 工場検査

外観、形状寸法、配筋および強度試験等について行う。形状寸法の規格値は製造者の管理基準を原則とし、強度試験荷重については、検査対象製品の設計計算書、試験荷重計算書等を確認し決定する。これら試験内容等は予め協議しておかなければならない(JIS A 5371プレキャスト無筋コンクリート製品、JIS A 5372プレキャスト鉄筋コンクリート、JIS A 5373プレキャストプレストコンクリート製品を参考にするとよい)。

## ウ 現場受入れ確認

受注者は現場に搬入された材料の外観、形状、寸法および圧縮強度(ボックスカルバート、L形擁壁、溝蓋などの製品設計荷重があるものが対象)について抜き取り確認または全数確認をしなければならない。抜き取り確認とする場合は、1ロットあたりの個数を1000個を上限とし、1ロット又はその端数を1ロットとして、1ロットから無作為に抽出した2個以上を確認対象とする。

## (3) 検査記録

受注者は、工場検査を行った場合はその検査記録を整理し監督員に提出しなければならない。また、現場受入れ確認の記録を監督員に提出しなければならない。

## (4) 使用制限

受注者は、検査等において品質規格等を満たさないものについては使用してはならない。現場受入れ確認においては抜き取り確認で抽出した全数とも規格に適合すれば、そのロットを合格とする。ただし、抜き取り確認で抽出したもののうち1ケでも規格に適合しないときは全数検査を行い、規格に適合するものは合格としても良い。また、合格したロットのなかに規格に適合していないものを確認した場合はこれを使用してはならない。

## 4.製品検査の手続等

## (1) 検査申請

## ア 工場検査等を伴わないもの

受注者は品質規格証明書(ミルシート)等を添付した材料承諾願いを監督員に提出するものとする。

## イ 工場検査等を伴うもの

受注者は製品規格図等必要書類を添付した材料検査願(様式-1)を監督員に提出するものとする。

## (2) 検査等

## ア 書類審査

使用材料が品質規格等を満たしているかを確認し、製造者の品質確認を受けたものか確認する。

## イ 工場検査

外観、形状寸法、配筋および強度試験等について行う。形状寸法の規格値は製造者の管理基準を原則とし、強度試験荷重については、検査対象製品の設計計算書、試験荷重計算書等を確認し決定する。これら試験内容等は予め協議しておかなければならない(JIS A 5371プレキャスト無筋コンクリート製品、JIS A 5372プレキャスト鉄筋コンクリート、JIS A 5373プレキャストプレストコンクリート製品を参考にするとよい)。

## ウ 現場受入れ確認

受注者は現場に搬入された材料の外観、形状、寸法および圧縮強度(ボックスカルバート、L形擁壁、溝蓋などの製品設計荷重があるものが対象)について抜き取り確認または全数確認をしなければならない。抜き取り確認とする場合は、1ロットあたりの個数を1000個を上限とし、1ロット又はその端数を1ロットとして、1ロットから無作為に抽出した2個以上を確認対象とする。

## (3) 検査記録

受注者は、工場検査を行った場合はその検査記録を整理し監督員に提出しなければならない。また、現場受入れ確認の記録を監督員に提出しなければならない。

## (4) 使用制限

受注者は、検査等において品質規格等を満たさないものについては使用してはならない。現場受入れ確認においては抜き取り確認で抽出した全数とも規格に適合すれば、そのロットを合格とする。ただし、抜き取り確認で抽出したもののうち1ケでも規格に適合しないときは全数検査を行い、規格に適合するものは合格としても良い。また、合格したロットのなかに規格に適合していないものを確認した場合はこれを使用してはならない。

412

様式-1

平成 年 月 日

浜松市長 様

住所  
受注者 会社名  
氏名

材 料 検 査 願

セメントコンクリート製品取扱基準にもとづき、次のとおり材料検査を要請いたします。

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 工 期
- 4 検査日時
- 5 検査場所
- 6 検査内容
- 7 添付資料
  - ・製品規格図
  - ・材料試験表等 (配合報告書、セメント、骨材、混和剤、鋼材、塩化物含有量、製造工程図等)
  - ・その他

様式-1

年 月 日

浜松市長 様

住所  
受注者 会社名  
氏名

材 料 検 査 願

セメントコンクリート製品取扱基準にもとづき、次のとおり材料検査を要請いたします。

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 工 期
- 4 検査日時
- 5 検査場所
- 6 検査内容
- 7 添付資料
  - ・製品規格図
  - ・材料試験表等 (配合報告書、セメント、骨材、混和剤、鋼材、塩化物含有量、製造工程図等)
  - ・その他